

## 主任技術者が行う給水装置工事が適正に施工されたことの検査・確認

給水装置工事主任技術者は担当する給水装置工事の完成後、工事の適否、給水装置の構造及び材質が水道法施行令第5条の基準に適合していることを確認しなければならない。

(1) 工事の完成図に基づき、次の事項を確認する。

- ① 管の延長
- ② 管の埋設深度
- ③ 管の接合方法
- ④ 分岐、屈曲、径落し工法
- ⑤ 逆流防止機器の設置状況
- ⑥ メーター設置基準及びメーターボックス設置状況
- ⑦ クロスコネクションがないこと
- ⑧ 給水管防護方法
- ⑨ 完成図の作成方法

(2) 給水工事の構造及び材質が、政令第5条に適合していることを確認する。

(3) 耐圧試験を行い、漏水及び変形、破壊その他の異常がないことを確認し、記録紙を提出する。

(4) 吐水状況及び残留塩素等水質の確認を行う。

水質の確認項目

項目	判定基準
残留塩素(遊離)	0.1mg/ℓ以上
臭気	観察により異常でないこと。
味	//
色	//
濁り	//

### 管理者が行う検査

提出された完了届の内容、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることを主任技術者により確認が行われていること等の検査を行う。

(1) 提出された完了届等の書類検査

(2) 現場検査

- ① メーター設置にかかる検査 : メーターの検針・取替えに支障がないか。
- ② 通水検査 : 給水栓設置位置等を確認し、メーター経由の確認を行う。
- ③ 水質検査 : 簡易5項目水質検査(残留塩素、色、にごり、臭い、味)

\* 工事事業者及び主任技術者は、責任を持って給水装置工事の施工及び完成図書の提出をしなければならない。